

# 不良債権等への対応

## リスク管理債権・金融再生法開示債権

リスク管理債権とは、「破綻先債権」及び「延滞債権」に加え、今後注意を要する「3ヵ月以上延滞債権」、債務者の経営再建等を図る目的として支援させていただいた「貸出条件緩和債権」であります。

自己査定上の「破綻先」に対する貸出金は「破綻先債権」、「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸出金は「延滞債権」として開示を行うこととなっております。

また、金融再生法開示債権の保全状況も開示いたしております。

これにより透明度の高いディスクロージャーとなっております。

不良債権等への  
対応

### リスク管理債権の引当・保全状況

(単位：百万円)

区 分	残 高		担保・保証		貸倒引当金		保全率(%)	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
破 綻 先 債 権	12	1	12	1	—	—	100.00	100.00
延 滞 債 権	446	436	231	208	215	227	100.00	100.00
3ヵ月以上延滞債権	—	—	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	388	366	133	129	9	9	36.93	37.83
合 計	846	804	376	340	224	236	71.07	71.70

(注)

- 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
  - 更生手続開始の申立てがあった債務者
  - 再生手続開始の申立てがあった債務者
  - 破産手続開始の申立てがあった債務者
  - 特別清算開始の申立てがあった債務者
  - 手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者
- 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
  - 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
  - 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
- 3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっております。
- 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位：百万円)

区 分	開示残高 (a)		保 全 額 (b)		担保・保証等による回収見込額 (c)		貸倒引当金 (d)		保全率(%) (b)/(a)		引当率(%) (d)/(a-c)	
	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度
金融再生法上の不良債権	846	804	601	576	376	340	224	236	71.07	71.70	47.87	50.99
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	12	1	12	1	12	1	-	-	100.00	100.00	100.00	100.00
危 険 債 権	446	436	446	436	231	208	215	227	100.00	100.00	100.00	100.00
要 管 理 債 権	388	366	143	138	133	129	9	9	36.93	37.83	3.81	3.86
正 常 債 権	33,948	36,433										
合 計	34,795	37,238										

不良債権等への  
対応

(注)

1. 上記開示債権の内訳は、貸出金、債務保証、仮払金、未収利息です。
2. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
3. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
4. 要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する貸出金をいいます。
5. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権以外の債権をいいます。
6. 金融再生法上の不良債権における貸倒引当金には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和元年度	54	62	-	※ 54	62
	令和2年度	62	68	-	※ 62	68
個別貸倒引当金	令和元年度	225	215	39	※ 186	215
	令和2年度	215	304	-	※ 215	304
合 計	令和元年度	280	277	39	※ 241	277
	令和2年度	277	372	-	※ 277	372

※洗い替えによる取崩額

貸出金償却の状況

(単位：百万円)

令和元年度	-
令和2年度	-